

牧学第 337 号
学教学第 139 号
令和 4 年 11 月 22 日

市内小中学校保護者 様

牧之原市教育長
学校組合教育長

季節性インフルエンザによる出席停止に係る対応について（お願い）

日ごろから学校教育活動に、御理解、御協力をいただきありがとうございます。
また、各学校における新型コロナウイルス感染症対応においても御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、文部科学省担当課から、今秋以降における新型コロナウイルスの感染拡大について、今夏を上回る感染者が発生する可能性があること、また季節性インフルエンザの同時流行が懸念されるとの報告がありました。

そこで、新型コロナウイルス感染症による出席停止の対応については、引き続き家庭と学校において連絡を密にして対応をしていただき、季節性インフルエンザによる出席停止に係る対応については、下記のとおりといたします。

学校では今後も、感染症対策の強化を継続するとともに、お子様の健やかな学びや心身の健康を保障してまいります。ついては、保護者の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 お子様が季節性インフルエンザと診断された時の対応について

以下、①から④までの流れになります。

- ① 医療機関にてインフルエンザと診断される
- ② 学校へお子様の診断を伝える（養護教諭もしくは担任へ）
- ③ 午前、午後の 1 日 2 回、お子様の体温を測定、**経過報告書**※に、記載する
(経過報告書※については、裏面及び別紙参照)
- ④ 定められた出席停止期間が経過した後に登校。その際、**経過報告書**を学校へ提出する

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項により、出席停止期間については「発症した後、5 日経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまでの期間は、出席停止とする」と定められています。

つまり、最短でも発症後 5 日間は出席停止となります。それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間が延長することがあります。

2 以前からの変更点について

昨年度までは、上記の①診断時に『インフルエンザ罹患証明書』を医療機関に示し、発症日及び医師からのサインをいただいておりますが、今秋冬は新型コロナウイルスと同時流行が見込まれ、医療のひっ迫を回避するため、『インフルエンザ罹患証明書』を取り止めることとします。このことは、榛原地区医師会とともに確認しております。

したがって、昨年度までは各学校から事前に『インフルエンザ罹患証明書』が各家庭に配付されていましたが、本年度の配付はありません。

3 経過報告書※について

令和2年度より、登校許可を得るために再度医療機関を受診する必要がなくなっています。そのため、定められた出席停止期間が経過しているかを確実に把握するため、経過報告書の記載をお願いいたします。

別紙の経過報告書に記載していただき、完治して登校した際には、経過報告書を学校へ提出願います。なお、停止期間について不明な場合は、各学校の養護教諭に、直接お問い合わせください。

別紙以外に、牧之原市のホームページと各学校のホームページに掲載予定ですので、必要に応じてダウンロードするなど御活用ください。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間については、引き続き保健所等の指示に従ってください。

4 お子様の出席に係る対応について

インフルエンザによる出席停止の対象者は、感染したお子様のみとなります。

新型コロナウイルス感染症の症状と同様に、次の場合は、『出席停止』の扱いとなりますので、学校に必ず御連絡をください。

- ・お子様が、発熱等の症状がある場合（すみやかに医療機関を受診してください）
- ・お子様の感染が判明した場合
- ・お子様が、濃厚接触者に特定された場合
- ・お子様が、発熱等の症状に伴ってPCR検査を受けることになった場合
- ・お子様の同居家族の感染が判明した場合
- ・お子様の同居家族がPCR検査を受けることになった場合

担当	学校教育課
電話	53-2645